

# サイバー犯罪被害に遭った場合は 警察への通報・相談を！！



警察では、事件捜査に加えて、捜査で判明した犯罪の手口の分析やウイルスなどを解析することで、被害企業や他の企業等へのさらなる被害を防止する取組を行っています。

サイバー事案が発生した際は、早期の警察への通報・相談をお願いします！！



どんなときに、どこに通報・相談すれば良いですか？

ランサムウェア被害や不正アクセスによる情報漏えい被害等に遭った際は、**最寄りの警察署又は警察本部サイバー犯罪対策課に通報・相談**してください。

福井県警察の各種電話相談窓口

<https://www.pref.fukui.lg.jp/kenkei/doc/kenkey/madoguti.html>



通報・相談したら、どんな対応をしてもらえるのですか？

警察では、通報・相談を受けた場合、全国の警察と共有している知見等を基に、事件捜査に加えて、

- ① 被害企業の被害拡大防止対策に必要な情報の提供、助言
- ② 被害企業の被害の復旧への貢献
- ③ 他企業等の被害未然防止のための取組

等を行っています。



捜査をすることで被害復旧に影響はないのですか？

警察では、被害企業の意向を最大限尊重し、業務への影響が最小限となるよう**早期の被害復旧等に配慮した捜査**を行っています。例えば、最初はログの保全などの必要最小限の措置をお願いし、ある程度落ち着いてから担当者への聴取を行うなどしています。



どんな情報を提供する必要があるのですか？

事案に応じて様々なものが考えられますが、例えば、被疑者の追跡・特定に必要な不可欠な**アクセスログ、不正プログラム等の被害を受けたサーバやパソコンに記録されている情報、システム構成図等**が挙げられます。

